

ID: 177

担当部署: ふるさと整備課

処分の概要	督促手数料及び延滞金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町道路占用料等徴収条例 第5条本文		
例 規 番 号	昭和38年 条例第9号		
<p>【根拠条文】 (督促手数料及び延滞金の徴収) 第五条 法第七十三条第一項の督促状を発したときは、督促手数料及び延滞金を徴収する。ただし、第三条各号に掲げる占用の場合に係る督促その他町長が必要と認めるものにあつては、その一部又は全部を免除することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び第6条の規定による。 (督促手数料及び延滞金の額) 第六条 督促手数料の額は、督促状一通につき八十円とする。 2 延滞金の額は、督促状の指定する期限の翌日から占用料納付の日までの日数に応じ年十四・五パーセント(百円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。)の割合で計算した額とする。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	平成 22 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日